新日本商品株式会社

(2009年版)

<u>目 次</u>

		貢
【はじ	こめに】	2
【主な	:記載項目について】	2
1 . 会社	社の概況	5
(1)	会社名等	5
(2)	会社の沿革	5
(3)	会社の目的	8
(4)	事業の内容(経営組織、業務の内容)	9
(5)	営業所の状況	1 1
(6)	財務の概要	1 1
(7)	発行済み株式総数	1 2
(8)	主要株主名	1 2
(9)	役員の状況	1 3
(10)	従業員の状況	1 5
2. 営	業の状況	1 6
(1)	営業方針	1 6
(2)	当社及び当業界を取り巻く環境	1 7
(3)	営業の経過及び成果(部門別、受取手数料・売買損益・売買高) -	1 8
(4)	対処すべき課題	
(5)	受託業務管理規則	2 1
(6)	外務員の登録状況	3 1
(7)	委託者に関する事項	3 1
(8)	苦情・紛争・訴訟に関する事項	3 2
3. 経	S理の状況	3 4
(1)	貸借対照表	
(2)	損益計算書	3 5
(3)	株主資本変動計算書	3 6
(4)	個別注記表(貸借対照表、損益計算書関係)	3 7
(5)	監査に関する事項	4 0
(6)	財務比率(修正自己資本比率を含む。)	4 1

【はじめに】

本書は、平成 21 年 3 月期 (平成 20 年 4 月~平成 21 年 3 月) における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。

「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。

「事業の内容」 当社の経営組織、業務の内容について記載しています。

「財務の概要」 平成 21 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利

益等の主要な財務指標について記載しています。

「主要株主名」 所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載してい

ます。

「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。

「従業員の状況」当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業方針」
当社の営業方針、企業の特色等について記載しています。

「当社及び当業界を取巻く環境」

内外の経済状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。

「営業の経過及び成果」

当社の平成20年度における業績について記載していす。

「対処すべき課題」

当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。

「受託業務管理規則」

当社が受託業務等業務の適切な遂行のために定めている社内管 理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

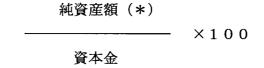
(a) 純資産額規制比率

(*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対する額(「市場リスク」という。)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引先リスク」という)とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

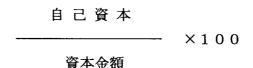
制第99条により算出したものです。)



(*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する 同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、 上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率



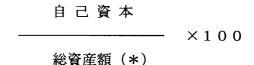
資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が 高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

自己資本 ------×100 総資産額

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率



(*「総資産額」とは、委託者に係る㈱日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

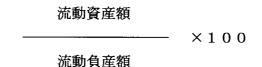
上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

(*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法 第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定 性が高いと言えます。

(g)流動比率



短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

(1) 会社名等

商品取引員名

新日本商品株式会社

代表者名

代表取締役相談役 島津 嘉弘

所在地

東京都中央区銀座3丁目14番13号

電話番号

03-3543-8181(代)

(2) 会社の沿革

当社は、昭和42年に商品取引所法が改正され、昭和25年から従来商品仲買人 と呼ばれていた商品取引員が許可制に移行した会社であります。

年 月	概 要
昭和24年4月	繊維業として東京シルク株式会社を横浜市中区に創業。
昭和43年12月	東京都中央区日本橋浜町2丁目76番地に本社を移転。
	(資本金1,000万円)
	商号を「新日本商品株式会社」に変更。
昭和44年1月	東京都中央区日本橋堀留町に本社を移転する。
昭和 46 年 1 月	農林大臣(現・農林水産大臣)より、横浜生絲取引所(合併により現・東
	京穀物商品取引所)生糸市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和46年6月	農林大臣(現・農林水産大臣)より、東京砂糖取引所(合併により現・
	東京穀物商品取引所)砂糖市場、前橋乾繭取引所(合併により現・東京
	穀物商品取引所)乾繭市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和 46 年 8 月	新宿支店開設。
昭和47年1月	資本金を8,000万円に増資。
昭和 49年 2月	資本金を1億円に増資。
昭和 50 年 1月	資本金を1億2,500万円に増資。
昭和50年12月	福島支店開設。
昭和51年5月	通商産業大臣(現・経済産業大臣)より、東京繊維取引所(合併により、
	現・東京工業品取引所)綿糸、毛糸市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和51年6月	新潟支店開設。
昭和52年4月	新宿支店廃止。
昭和 52年 5月	群馬支店開設。
昭和54年11月	許可更新。
昭和57年11月	水戸支店開設。

年 月	概 要
昭和 58年 3月	農林水産大臣より、大阪穀物商品取引所(合併により現・関西商品取引
	所)農産物市場及び神戸生糸取引所(合併により現・関西商品取引所)
	繭糸市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和 58年 4月	大阪支店、姫路支店開設。
昭和58年11月	許可更新。
昭和59年12月	仙台支店開設。
	福島支店廃止。
昭和60年12月	水戸支店移転。
昭和62年6月	通商産業大臣(現・経済産業大臣)より、東京工業品取引所ゴム市場の
	商品取引員の許可を受げる。
昭和62年11月	許可更新。
昭和62年12月	姫路支店廃止。
昭和63年3月	新潟支店廃止。
昭和63年4月	新宿支店開設。
平成 2年 7月	資本金を2億円に増資。
平成 3年 2月	群馬支店移転。
平成 3年 6月	資本金を3億円に増資。
平成 3年11月	許可更新。
平成 4年 7月	資本金を3億9,000万円に増資。
平成 6年 6月	資本金を4億4,600万円に増資。
平成 6年 7月	資本金を4億5,700万円に増資。
平成 6年12月	資本金を4億9,950万円に増資。
平成7年5月	資本金を 5 億 6 , 5 8 5 万円に増資。
平成7年8月	資本金を6億1,585万円に増資。
平成 7年11月	許可更新。
平成 8年 8月	新宿支店移転。
平成 9年 9月	水戸支店廃止。
平成 9年10月	渋谷支店開設。
	東京工業品取引所毛糸市場の商品取引員受託業務の廃止。
平成10年1月	農林水産大臣より、東京穀物商品取引所農産物市場の商品取引員の許可
	を受ける。
平成 10 年 3 月	大阪支店移転。
平成 10 年 9 月	関西商品取引所繭糸市場及び農産物市場の受託業務の廃止。

年 月	概 要					
平成11年6月	通商産業大臣(現・経済産業大臣)より、東京工業品取引所石油市場の商					
	品取引員の許可を受ける。					
平成11年10月	群馬支店廃止。					
	東京工業品取引所綿糸市場の商品取引員の受託業務の廃止。					
平成11年11月	大宮支店開設。					
平成12年3月	渋谷支店移転。					
	東京穀物商品取引所砂糖市場の受託業務廃止。					
平成 12 年 5 月	仙台支店移転。					
平成 12 年 6月	通商産業大臣(現・経済産業大臣)より、東京工業品取引所貴金属市場					
	の商品取引員の許可を受ける。					
平成12年10月	外国為替証拠金取引業務開始。					
平成12年12月	通商産業大臣(現・経済産業大臣)より、中部商品取引所石油市場の商					
	品取引員の許可を受ける。					
平成 13 年 5 月	大宮支店をさいたま支店に名称変更。					
	農林水産大臣より、横浜商品取引所(合併により現・東京穀物商品取引所)					
	農産物市場の商品取引員の許可を受ける。					
平成13年8月	沼津支店開設。					
平成13年11月	許可更新。					
平成14年4月	名古屋支店開設。					
平成14年8月	銀座支店開設。					
平成 15 年 2月	名古屋中央支店及び盛岡支店開設。					
	大阪支店移転。					
平成 15 年 9 月	金融庁・農林水産省・経済産業省より、商品投資販売業の許可を受ける。					
平成 16 年 4月	盛岡支店廃止。					
平成16年12月	沼津支店廃止。					
平成 17 年 3 月	大阪支店移転。					
	商品取引所法改正に伴い、農林水産大臣・経済産業大臣より商品取引員の					
	許可を受ける。					
平成17年9月	さいたま支店・仙台支店・名古屋中央支店を廃止。					
平成17年10月	経済産業大臣より、中部商品取引所 鉄スクラップ市場の商品取引員の					
	許可を受ける。					
平成17年11月	関西商品取引所 農産物 繭糸市場 福岡商品取引所農産物の市場会員					
	を脱退。					
平成17年12月	外国為替証拠金取引業務部門の分社化。					

年 月	概 要
平成 18 年 4月	銀座支店廃止。
平成 18 年 6月	資本金を10億に増資。
平成18年10月	新宿支店廃止。
平成 19 年 2月	渋谷支店廃止。
平成 19 年 7月	中部大阪商品取引所 石油及び鉄スクラップの市場会員を脱退。
平成 20 年 9月	大阪支店廃止。
平成 20 年 10 月	金融商品取引業を廃止。

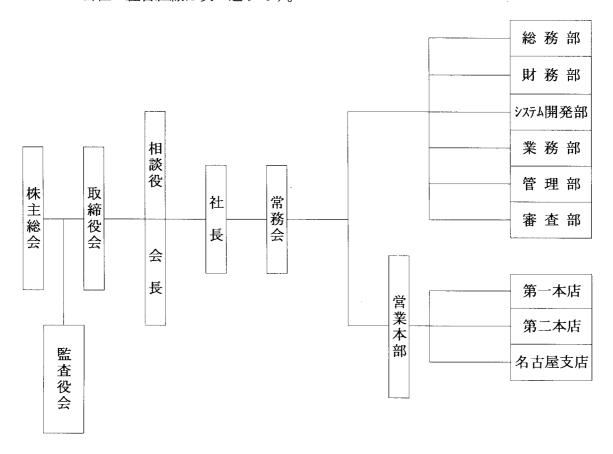
(3) 会社の目的

- 1 商品取引所法に基づく各地商品取引所の取引員となり当該商品市場における上場商品(指数、オプションを含む)の売買及び取引の受託業務
- 2 鉄・非鉄金属、貴金属類の加工及びこれらの地金、製品、宝飾品の売買、輸出入、売買の仲介及び売買取引の受託
- 3 次の商品に関する売買、輸出入、売買の仲介及び売買取引の受託
 - ア. 穀物、砂糖、野菜、花等の農産物及びその製品
 - イ. 乾繭、生糸等繊維原料及びその製品
 - ウ. 木材、合板等林産物及び加工品
 - エ. ゴム及びその加工品
 - オ. 原油、ガソリン等石油製品
 - カ. 牛肉、豚肉、鶏卵等の畜産物
- 4 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資顧問業
- 5 金融商品取引法に基づく金融商品取引業
- 6 通貨の売買又は取次ぎ若しくは代理業務
- 7 <u>有価証券の売買及び外国為替の取引、それらの先物売買、受託、取次ぎ、仲</u> <u>介及び代理業</u>
- 8 前各号に付随する一切の業務
 - (注)上記のうち____線部分の事業は現在行っておりません。

(4) 事業の内容 (平成21年3月31日現在)

①経営組織

当社の経営組織は次の通りです。



②業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種の売買並びに先物取引(商品先物取引、現金決済取引、オプション取引、以下「商品市場における取引」という)について、顧客の委託を受けて執行する業務(以下「受託業務」という)及び自己の計算に基づき執行する業務 (以下「自己売買業務」という)を主たる業務としております。

業務の内容は次の通りです。

(a) 主たる業務

イ、商品市場における取引の受託業務

当社は商品取引所法第190条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より、「受託業務」の許可を受けております。

(許可番号:農林水産省指令「16総合第1870号」、経済産業省「平成17.3.16商第1号」)

市場名取引所名	貴金属	石油	ゴム	農産物	上場商品名	
	0				金・銀・白金・パラジウム	
東京工業品取引所		0			ガソリン・灯油・原油	
			0		ゴム	
東京穀物商品取引所				0	とうもろこし・小豆・一般大豆・ Non-GMO大豆・ロブスタコーヒー生豆・ アラビカコーヒー生豆・生糸	

ロ、商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。 自己売買業務を上記イに揚げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

(5) 営業所の状況

店舗の名称		所 在 地	電話番号
本	店	東京都中央区銀座三丁目14番13号	03-3543-8181
名古屋支	店	愛知県名古屋市中区栄二丁目2番17号	052-222-8011

(6) 財務の概要(平成21年3月決算期)

(a)資本金	1,000,000千円
(b)純資産額 * 1	1,674,807千円
(c)総資産額	3,805,988千円
(d) 営業収益	1, 176, 401千円
(うち、 受取委託手数料)	1, 111, 258千円
(e)経常損失	773,055千円
(f) 当期純損失	866,240千円

- *1 純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく同施行規則第 38 条の規定により算出しております。
 - (注)千円未満は切り捨てて表示しております

(7)発行済み株式総数

発行済株式の総数 10,490,000株 (平成21年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしておりません。

(8)主要株主名(上位10名)

(単位:千株)

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数	持株比率
那須 睦子	東京都世田谷区代田3丁目27番7号	1,539	14.7%
島津 嘉弘	東京都目黒区東が丘2丁目8番13号-B	1, 392	13.3%
大山 和美	神奈川県横浜市港北区篠原町 2797 番地 40 号	694	6.6%
河内源八郎	神奈川県横浜市港北区高田東3丁目15番19号	652	6.2%
平川 政人	東京都新宿区北新宿2丁目6番29-707号	508	4.9%
従業員持株会	東京都中央区銀座3丁目14番13号	434	4.1%
上野 靖雄	千葉県浦安市美浜1丁目6番-1311号	403	3.8%
野村 嘉久	神奈川県横浜市磯子区杉田7丁目6番14号	364	3.5%
中村鉄太郎	東京都江東区富岡1丁目7番12-501号	359	3.4%
切山 弘	埼玉県さいたま市南区別所3丁目28番13号	349	3.3%
計10名		6, 698	63.8%

⁽注) 千株未満は切り捨てて表示しております。

(9)役員の状況

(単位:千株)

役名及び 職 名	氏 名 生年月日		略 歴	所有株式数
代表取締役相談役	島津 嘉弘	昭和40年 6月	北辰商品㈱入社	
		昭和52年 2月		
	昭和13年 6月21日	昭和60年 5月		1, 392
		平成 5年 6月		,
		平成 6年11月		
		平成 7年 6月	取締役	
		平成 8年 6月	取締役副社長	
		平成 9年 6月	代表取締役社長	
		平成15年 6月	代表取締役会長	
		平成21年 1月	代表取締役相談役(現職)	
代表取締役会長	上野 靖雄	昭和42年 4月	北辰商品㈱入社	
		昭和51年12月	北辰物産㈱入社	<u> </u>
	昭和20年 3月29日	昭和52年 3月	大和商品㈱入社	403
		昭和60年 5月		
		平成 5年 6月		
		平成 6年11月		
		平成 7年 6月		
		平成17年 5月	代表取締役社長	•
		平成21年 1月		
代表取締役社長	中村 鉄太郎	昭和48年 4月		
		昭和52年 1月		
	昭和26年 3月24日	昭和60年 5月	ダイワ通商㈱入社	359
		平成 5年 6月	ユニオン貿易㈱入社	
		平成 6年11月	新日本商品㈱入社	
		平成 7年 6月	取締役	
		平成12年 6月	常務取締役	
		平成15年 6月	専務取締役	
		平成17年 5月	取締役副社長	
		平成18年 6月	専務取締役	
		平成20年 6月	取締役副社長	
		平成20年 9月	専務取締役	
-t-75-77 (-t-70		平成21年 1月	代表取締役社長 (現職)	
専務取締役	平川 政人	昭和42年 4月	岡安商事㈱入社	
(総務部・財務部・	But as he a H and	昭和44年 2月	新日本商品㈱入社	
システム開発部担当)	昭和23年 9月25日	平成 5年 6月	取締役	508
		平成7年6月	常務取締役	
		平成15年 6月		
		平成17年 5月		
		平成18年 6月		
		平成20年 6月		İ
学 对证		平成21年 1月		
常務取締役	堀川 貢司	昭和52年 9月		
(営業担当)	 1777	昭和57年11月		10"
	昭和32年 5月28日	昭和60年8月	大京通商㈱入社	105
		昭和61年 5月		[
		昭和63年 6月		1
		昭和63年 7月 平成 5年 6月		
		平成 6年11月 平成17年 6月		
		平成20年 6月	常務取締役(現職)	1

役名及び	氏 名	1	mtr FFE	=-+-4-+
職名	生年月日		略 歴	所有株式数
常務取締役	髙山 信一	昭和47年 6月	北辰商品㈱入社	
(管理部・審査部		昭和48年10月	豊栄物産㈱入社	
・業務部担当)	昭和22年 7月26日	昭和50年 2月	武田商事㈱入社	45
		昭和55年 2月	大和商品㈱入社	
		昭和56年10月	高山重機侑入社	
		昭和57年12月	山文産業㈱入社	
		昭和58年 8月	大和商品㈱入社	
		昭和61年 8月	北辰商品㈱入社	
		平成 3年 6月	ダイワフューチャーズ㈱入社	
		平成 4年 1月	ユニオン貿易㈱入社	
		平成 4年10月	岡地㈱入社	
		平成 6年12月	コーワフューチャーズ㈱入社	
		平成 7年 7月		
		平成12年10月	㈱アイメックス入社	
		平成13年 7月	新日本商品㈱入社	
		平成18年 6月	取締役	
		平成20年 6月		ļ
取締役	二ノ宮 邦雄	昭和51年 4月		1
(第二本店長)	昭和27年 4月26日	平成20年 6月	取締役(現職)	81
取締役	井尾 義夫	IIII €n⊏cht: ↓□	(4)	
(名古屋支店長)	开尾	昭和56年 4月 昭和61年 8月	機藤三商会入社	20
(名百座文店女)	昭和37年12月 0日			30
		平成11年 6月	北层物産㈱入社	
		平成11年 8月	北辰商品㈱入社	
		平成14年 2月	新日本商品㈱入社	:
 常勤監査役	小松 利壽	平成20年 6月 昭和35年 1月	取締役(現職) 通商産業省工業技術院	
市到皿且区	1,1,1\to \(\alpha\) 194.	HE4H00+ 17	地質調査所入所	
	昭和13年 9月17日	昭和43年11月	通商産業省大臣官房	10
	МДДНІО 1 27111 H	平成 2年 6月	通商産業省立地公害局	
		平成 3年10月	通商産業省産業政策局	
		平成 7年 4月	全国商品取引所連合会	1
		平成 9年 4月	新日本商品㈱入社	
		平成16年 6月	常勤監査役(現職)	
非常勤監査役	大西 詳三	昭和39年 4月	農林省入省	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		昭和47年 8月	農林省農林経済局	
	昭和19年 2月18日	昭和58年 4月	農林水産省食品流通局	
		昭和61年10月	東京農林規格検査所	
		平成 1年10月	農林水産省食品流通局	
		平成 7年10月	東京農林水産消費技術センター	
		平成 9年 4月	農林水産省食品流通局	
		平成13年 1月	農林水産省総合食料局	
		平成13年 4月	独立行政法人	
			農林水産消費技術センター	
		平成15年 5月	財団法人日本食品分析センター	
		平成20年 6月	新日本商品㈱	
			非常勤監査役(現職)	
非常勤監査役	上浦 隆	昭和55年 4月	光村印刷㈱入社	
		平成 4年12月	㈱ワールドファミリー入社	
	昭和32年 2月23日	平成18年10月	新日本商品㈱	1
			非常勤監査役(現職)	
計	11名			2, 933

平成 21 年 3 月 31 日現在

(9)従業員の状況

	総計	男女	文別	営業・	非営業
	क्रियम	男	女	営業	非営業
従業員数	101 人	87 人	14 人	60 人	41 人
平均年齢	36.5歳	37.6歳	29.3 歳	33.5歳	40.8歳
平均勤続年数	8.2年	8.9年	3.8年	6.6年	10.6年
外務員数	79 人	77 人	2 人	60 人	19 人

2. 営業の状況

(1) 営業方針

平成17年5月の改正商品取引所法施行以降、日本の商品先物業界は厳しさを増している。さらに平成21年度中には、一部不招請勧誘の禁止を盛り込んだ再度の法改正が施行されようとしている。対面営業を主力として活動している当社にとっては、非常に憂慮される法改正といえる。

商品市場の流動性の担い手として許可の下で存在している企業である当社としては、 長年培ってきた対面営業の利点の効果を活かし、最大限の企業努力をしていく所存です。 対面営業の利点は、顧客に十分な説明により理解を深めてもらい、人としての温かみの ある応対による信頼関係の構築に繋がるものであると信じます。当社としては、定めら れた法規制の中で許容される対面営業を推進していくことが、市場の流動性を高める担 い手としての役割であり責務であると考えます。企業として体力の続く限り、顧客本位 主義による共存共栄を目指し、営業社員の質的向上に努力していきます。

(2) 当社及び当業界を取り巻く環境

平成17年の法改正以降、国内の商品取引所出来高急減、及び商品取引員の廃業等、商品業界全体が縮小しており、今年度もその流れが続いている。年内にも取引所取引における損失限定取引以外の取引はすべて不招請勧誘の禁止の対象になる法改正の可能性が高く、将来的には全面的な不招請勧誘の禁止も視野に含めて考えなければいけないものと思われる。いずれにしても、当業界を取り巻く環境はより厳しいものになるといえる。商品業界全体が、委託者保護の観点から勧誘規制が強化されたことによる商品取引員の業績不振、及び市場からの撤退を余儀なくされ、その結果として流動性の急激なる縮小や停滞による商品取引所の出来高急減に繋がり、それによる取引所や関係諸団体のコスト維持のため取引員に対する定率会費等の引き上げ等の負担増が更に取引員経営を圧迫するという負のスパイラルに陥っている現状である。

当社としては、厳しい現状を認識しつつも、日本の商品市場における流動性の担い手として一般委託者の勧誘を行なってきた誇りを失わずに、法令に則り、毅然とした姿勢で取り組んでいく所存です。

(3) 営業の経過及び成果

①受取手数料部門

預り証拠金の減少により、受取手数料部門も大きく減少してしまいました。その結果、委託売買高は 234,006 枚(前年比 59.7%減)と減少し、委託手数料は 11 億 1,125 万円(前年比 50.9%減)となりました。

②売買損益部門

ディーリングに関しては、貴金属市場、石油市場において、成果が出せました。 貴金属市場で7,640万円のプラスとなり、農産物市場でマイナスが出たものの、 全体で7,128万円のプラスとなりました。

以上の結果、売買損益部門でプラスがでたものの、当期の営業収益は 11 億 7,640 万円 (前年比 48.2%減) でした。また、経費の削減により、営業費用は 20 億 3,053 万円 (前年比 9.8%減) となり、営業損失 8 億 5,412 万円 (前期は営業利益 1,690 万円)、経常損失 7 億 7,305 万円 (前期は経常利益 2 億 348 万円)、当期純損失 8 億 6,624 万円 (前期は当期純利益 1 億 5,614 万円) となりました。

事業年度における受取手数料及び損益は次の通りであります。

(a) 受取手数料

(単位:千円)

期別	第 68 期
	(自 平成 20 年 4 月 1 日)
商品市場名	(至 平成21年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	231, 413
ゴム市場	12, 888
石油市場	18, 524
貴金属市場	848, 431
合 計	1, 111, 258

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位:千円)

期別	第 68 期
	(自 平成 20 年 4 月 1 日)
商品市場名	(至 平成 21 年 3 月 31 日)
商品先物取引	
農産物市場	-10, 830
ゴム市場	-409
石油市場	6, 119
貴金属市場	76, 401
合 計	71, 280

- (注)1. 自己の未決済取引に係る評価損益は、-6,137千円であります。
 - 2. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
 - 3. 消費税は含まれておりません。
 - 4. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位:枚)

	第 68 期				
期別	(自 平	乙成 20 年 4 月 1	日)		
	(至 平	^Z 成 21 年 3 月 3	31日)		
内 訳商品市場名	委託 自己 合計				
商品先物取引					
農産物市場	85, 361	1, 728	87, 089		
ゴム市場	7, 109	1, 412	8, 521		
石油市場	6, 956	5, 374	12, 330		
貴 金 属 市 場	134, 580	6, 647	141, 227		
合 計	234, 006	15, 161	249, 167		

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また、受け渡 しによる決済数量は含まれておりません。

(4) 対処すべき課題

当社及び商品業界にとって、喫緊の対処すべき課題は、限りなくクレーム及び苦情をゼロに近づける営業努力が求められ、その対応に迫られている。明確に損得が発生する投機の経済行為においてクレームや苦情を皆無にすることは非常に困難を極める努力といえる。しかし、当社は市場の流動性を担ってきた自負からも敢然と立ち向かって、業界の健全なる発展へ向けた努力を怠るわけには行かない。

また、日本商品清算機構における純資産額を常時 20 億円以上で維持することや、取引 所をはじめとする関係諸団体の経費負担増に対する経営経費の上昇が見込まれること から、業績向上を余儀なくされております。

(5) 受託業務管理規則

受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、新日本商品株式会社(以下「当社」という。) が委託者に対する 受託業務の適正な運営及び管理について必要な事項を定める。

(顧客管理体制)

- 第2条 当社は受託業務の管理に係る責任の所在を明確にし、受託業務管理規則(以下「管理規則」という。)の実際的な運営が可能となる管理体制を整備する。なお、受託業務に係る経営責任を明確にするため、管理規則の制定及び改廃は取締役会の決議により行う。
 - 2 取締役会は営業部門を兼務していない執行役員以上の者から管理部門を総括する最高責任者(以下、「総括責任者」という。)を任命する。
 - 3 総括責任者を補佐する者(以下、「副総括責任者」という。)は、営業部門を兼務 していない管理部門の部長以上の者が担当する。また、営業店を管理するため、 各店に管理部担当者を配置する。
 - 4 管理部門は総括責任者の指示の下、適法かつ適正な受託等業務を管理するため、 以下の職務を行うこととする。
 - ①受託に係る顧客属性の把握と適合性の審査及び受託の許可
 - ②再勧誘拒否者に対する発信規制システムの管理
 - ③原則として不適当と認められる勧誘の適用除外に係る調査
 - ④商品先物取引の未経験者に対する保護期間中の取引制限の解除に係る調査
 - ⑤顧客からの苦情及び紛議等に対する適切な対応と当該担当者への事情聴取
 - ⑥社内監査の実行と営業部、業務部に対しての指導監督
 - ⑦営業活動に於ける関係法令諸規則の周知及びその遵守状況の監視
 - ⑧その他、適正な受託業務を遂行するにあたり必要な措置

(勧誘行為の意思確認)

第3条 勧誘に先立って顧客に対し、会社の商号、登録外務員の氏名、商品先物取引についての勧誘である旨の告知すべき事項を告げた上で、その勧誘を受ける意思の有無を確認する。なお、顧客に告知したことの記録として、告知した顧客の氏名、告知した日時・場所を、告知した登録外務員(以下「外務員」という。)が、所定の書面に記録を残すものとする。

- 2 前項の記録書面は、取引に至った顧客にあっては取引終了後3年間保存する。
- 3 商品先物取引の勧誘を受ける意思のない者及び委託をする意思のない者に対する再勧誘の防止を実効あるものとする為、電話発信に対する規制装置を設け、勧誘及び委託を拒否する旨の申出のあった顧客の電話番号を登録し、登録された電話番号に対して「電話発信規制」を行うことにより再勧誘が起きないよう防止措置を講ずるものとする。
- 4 迷惑を覚えさせるような勧誘とならないよう、顧客による事前の具体的な指示 又は承諾に基づく場合を除き、午後 10 時から午前 8 時までの時間帯の勧誘は 行わない。又、顧客の意思に反して長時間に亘る勧誘、顧客に対して威迫し困 惑させ不安の念を生じさせるような勧誘、又顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘は行わない。

(契約締結時の説明義務)

- 第4条 商品先物取引の委託の勧誘を受ける旨の意思表示をした顧客に対しては、勧誘 に先立って商品取引所法(以下「法」という。)第217条第1項に規定する書 面(以下「委託のガイド」という。)等を交付する。当該書面等の交付は顧客 に対して直接手交または郵送によって行うものとする。
 - 2 法第218条第1項の説明にあたって、外務員は顧客に対して「委託のガイド」 等の書面を用いて、それらの記述や図画を示す等顧客が容易に理解できるよう 留意して説明し、理解の確認を行うものとする。理解の確認にあたっては、ま ず、次の第1号及び第2号に係る説明をし、その理解の確認を別紙「口座開設 の前に(1)」により行い、その後に第3号以下の説明をし、その理解の確認 を別紙「口座開設の前に(2)」により行うものとする。
 - ①商品先物取引は、取引の担保として預託する取引証拠金の 10 倍から 30 倍程 度の額になる過大な取引を行うものであること
 - ②相場変動によって預託した取引証拠金の額以上の損失が発生する恐れがあること
 - ③取引証拠金等の制度、種類及び発生の仕組み等に関する事項
 - ④委託手数料の額及び徴収時期に関する事項
 - ⑤商品取引員の禁止行為に関する事項
 - ⑥その他委託のガイドに記載する、主務省令で定められた事項

(不適格者の参入防止)

- 第5条 当社は、次の各号に該当することが判明した者に対しては、商品先物取引の新規契約に係る委託の勧誘及び受託を行わない。但し、第5号から第8号に該当する者で次項に定める例外要件を満たす者については、この限りではない。
 - ①未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - ②生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - ③破産者で復権を得ない者
 - ④商品先物取引を借入れにより行なおうとする者
 - ⑤恩給、年金、退職金、保険金等の収入が過半を占め、これにより生計を維持 する者
 - ⑥年収500万円未満の者
 - ⑦75歳以上の高齢者
 - ⑧投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行なおうとする 者
 - ⑨元本欠損又は元本を上回る損失が生ずる恐れのある取引をしたくない者
 - ⑩過去に恣意的に紛争を惹起した者、その他商品先物市場の秩序を乱す恐れの ある者
 - ⑪その他、明らかに商品先物取引を行うにふさわしくない者
 - 2 前項の第5号から第8号に該当する顧客について、次の例外要件を満たしている場合であって、顧客の自書により自らが商品先物取引不適格者であることを理解していると共に、例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告がある場合において、総括責任者が審査の上これを決裁した時は、前項の規定にかかわらず、これらの顧客に対する勧誘及び受託が出来るものとする。
 - ①前項第5号及び第6号については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付け となる資産を有していること及びそれを証明する本人の資産情報を記載し た申出書等があること
 - ②前項第7号については、顧客が直近の過去3年以内に延べ90日以上に亘り商品先物取引のほか、レバレッジ性の高い取引(海外商品先物取引、有価証券先物取引、金融先物取引、オプション取引、外国為替証拠金取引、株式の信用取引等)の経験があり、商品先物取引の仕組み、リスク等の説明を受けた事項を的確且つ十分に理解していることを証明する取引関係書類又は申出書等があること
 - ③前項第8号については、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失を被っ

ても生活に支障のない範囲で設定されていること、及び新たな投資可能資金 額の裏付けとなる資産を有していることについて証明する本人の資産情報 を記載した申出書等があること

- 3 前項第1号及び第2号に該当する顧客については、取引開始後90日間は投 資可能資金額の増額変更を許可しないものとする。
- 4 取引中に顧客が本条第1項各号に該当した時や顧客又は家族の申出等により適合性に疑念が生じた時は、勧誘の段階にあっては勧誘を中止し、取引の段階にあっては新たな取引の受託を差し控える等の措置をした上で速やかに顧客の適合性を再調査し、適合性がないと判明した時は解約等の措置を講ずるものとする。
- 5 商品先物取引の未経験者で 70 歳以上の高齢者については、損失を被っても 生活に支障のない投資可能資金額が設定されているか、取引の仕組みやリス クを理解しているか等十分配慮して管理するものとする。

(口座開設申込書等の徴収と適合性審査等)

- 第6条 当社は、顧客属性の把握と顧客の商品先物取引に対する主体性を確認する為、 「口座開設申込書」に次の事項を設け、顧客に直接記入を求めるものとする。
 - ①氏名、住所、生年月日、性別
 - ②職業及び職務内容、勤務先及び勤務先住所、役職名
 - ③家族構成
 - ④情報収集手段
 - ⑤取引に支障をきたす病気の有無
 - ⑥商品先物取引、株式等の経験度合
 - ⑦資産状況 (年収及び預貯金等の額)
 - ⑧投資可能資金額
 - ⑨受託契約を締結する目的(以下「契約の目的」という。)の確認
 - ⑩説明を受けた日、場所及び説明をした外務員
 - ⑪その他、必要と認められる事項
 - 2 外務員は、前項第8号の投資可能資金額の申告を受けるにあたっては顧客が商 品先物取引の担保として預託する取引証拠金等の性質を十分理解した上で、損 失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金 総額であり、取引中に損失が出たときには、その額が減額されること等を顧客

に分かりやすく説明するものとする。

- 3 日常の適合性審査を以下の通り行うこととする。
 - ①管理部担当者は、顧客に面談或いは電話にて、「理解度確認書」等を用いて 第4条第2項に基づき説明した事項その他必要事項についての理解度等を 確認し、顧客の適合性を調査すると共に、その調査結果を審査部に報告する。
 - ②審査部は、聴取をしたその内容を審査書にまとめ、副総括責任者に報告する。 但し、審査部が不在等やむをえない事情がある場合は、本社管理部がその業 務を代理できるものとする。
 - ③副総括責任者は調査結果に基づき適合性を審査し受託を許可する。但し、副 総括責任者が不在の場合の最終審査は総括責任者がこれを行うものとする。
- 4 最終審査の許可は、原則として副総括責任者が行うものとする。但し、第5条 第2項及び第9条第2項に定める審査は総括責任者が行うものとする。なお、 第5条第2項及び第9条第2項の審査について、総括責任者が不在の場合には 臨機の措置として副総括責任者が代理することが出来るが、この場合にあって は後に総括責任者の承認を得るものとする。
- 5 適合性審査が終了し、最終審査者の許可があるまでは、約諾書の差し入れ、取 引証拠金等の受領及び取引に係る委託の売買注文を受けてはならないものと する。
- 6 受託の許可のあった顧客については、取引の為の熟慮期間を設けるものとし、 当日の建玉は行わないものとする。
- 7 取引に至った顧客についての審査記録の整備及び保存を次の通り決める。
 - ①本条第4項に係る審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び その判断根拠等の記録を作成し、取引終了後3年間保存する。
 - ②「理解度確認書」、「新規顧客に係る管理部見解」及び「新規顧客に係る 審査書」については、取引終了後3年間保存する。

(本人確認の手続き)

第7条 当社は、本人確認の手続きについて、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき行うものとする。

(顧客カードの整備)

- 第8条 当社は商品先物取引を行なおうとする顧客について、口座開設申込書及び顧客 との接触で知り得た情報に基づき、次に掲げる事項を記載した顧客カードを備 え付けるものとする。
 - ①氏名又は商号、住所又は所在地及び連絡先、勤務先、職業、生年月日
 - ②資産及び年収の額、投資可能資金額
 - ③契約の目的の確認
 - ④投資経験の有無とその程度
 - ⑤備考欄
 - ⑥その他、必要と認められる事項
 - 2 顧客カードは外務員が所要の事項を記入し当該店の管理部担当者が内容を確 認後、本社管理部に提出する。
 - 3 顧客カードは本社管理部及び当該店に備え付ける。但し、当該店に於いては、 その写しを備え付ける。
 - 4 顧客カードに記載した情報に変更があったと判明した時は、その都度備え付けてある顧客カードに追加又は訂正を加える。
 - 5 取引に至った顧客の顧客カードは、取引終了後3年間保存する。但し、本規則 実施日(平成17年5月1日)以前の既存顧客にあっては、取引が行われた日 から7年間保存する。

(未経験顧客に対する保護措置等)

- 第9条 商品先物取引は証拠金取引でハイリスク・ハイリターンな取引である為、未経験の顧客等過去3年以内に延べ90日以上の商品先物取引の経験があると申出書等で証明出来ない顧客については、原則取引期間が延べ90日間経過するまで未経験者として取り扱い、保護措置期間を設ける。但し、商品先物取引の経験が直近の3年以内に延べ90日以上あることが申出書又は取引関係書類(原本又はコピー)で証明出来た顧客は、当該証明がなされた日より経験者として取り扱う。
 - 2 保護措置期間の顧客は、自ら申告した投資可能資金額の3分の1を一定取引量 の目安とし、保護措置期間の顧客には一定取引量を超える取引の勧誘をしない。 但し、顧客が一定取引量を超える取引を希望する場合であって、未経験者保護

のため取引量制限の措置が設けられていること及び例外の要件を理解し、要件 を満たすことを確認する本人自書の申出書があること及び当該顧客が商品先 物取引に習熟していることを管理部門が客観的に確認し、総括責任者が決裁し たときにはこれを認めることが出来る。

(売買取引の記録等)

- 第10条 売買注文を受けた際は、売買注文伝票に記載した受注内容等を業務日誌及び 管理者日誌に記録するものとする。
 - 2 管理部は残高照合通知書を毎月一回以上発行し、返送された残高照合回答書 を保存する。又、営業部及び管理部は顧客訪問時にその時点の残高照合通知 書で取引の内訳を説明して記載の通り相違ない旨の確認を求め、その控えを 回収する。

(不正資金の流入防止)

- 第11条 当社は顧客の横領等による不正資金の流入を防止する為、必要な管理措置を 講ずる。
 - 2 公金出納取扱者、金融機関等において他人の金銭・有価証券等を取り扱っている者、企業の経理・財務担当者等自己の資産以外の金銭等を取り扱っている顧客が、申告した投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を希望する場合は、第5条第2項により審査する。
 - 3 前項に基づき、総括責任者が決裁した当該顧客の資産を証明する申出書の内容に疑問が生じた場合は、改めて管理部は当該顧客の資産について調査を行い、自己資産を超えていることが判明した場合は追加資金の入金を断ると共に既存の建玉を速やかに決済するよう当該顧客に要請する。
 - 4 不正資金の流入防止の為の調査をした時は、その調査に係る記録を作成し、 これを7年間保存する。

(委託者との入出金に係る管理措置)

第12条 当社は委託者との間の入金及び出金は原則として振込みにより行うものとする。なお、やむを得ず現金の受け渡しを行う必要がある場合については、 総括又は副総括責任者が委託者ごとにその必要性等について個別に審査するものとする。

- 2 取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行う。
- 3 外務員が委託者から現金で入出金した時は、当該外務員以外の者が、当該委託者に対し、入出金の額、日時、担当外務員の氏名等について確認を行うものとする。
- 4 現金の授受に当たっては、原則複数の外務員で対応するものとする。但し、 やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長 の承認を得るものとする。
- 5 現金の授受に関しての記録は、審査の日から3年間保存する。

(広告等に係る社内審査等)

第13条 当社は、日商協の自主規制規則「会員の広告等に関する規則」及び「会員の 広告等に関する指針」に基づき、広告等を行うものとする。

(その他の管理措置)

- 第14条 上記に掲げる措置のほか、商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては 商品取引所法令、受託契約準則、日商協の自主規制規則「受託等業務に関す る規則」に定める禁止行為をしてはならない。
 - 2 顧客の自己責任意識を高める為、担当外務員が不在の時の問い合せ先につい ても説明する。
 - 3 外務員の資質向上の為、適宜トラブルの事例や受託契約準則等に関する周知 徹底を図る。
 - 4 不正行為が認められた時は、懲罰規定により懲罰委員会の決議に基づき関係 者に対して厳正な処分を行う。

(勧誘方針の策定及び公表)

第15条 当社は、商品先物取引の勧誘を行うにあたっては、あらかじめ当該勧誘に関 する方針を定めこれを公表するものとする。

(取引本証拠金の額)

- 第16条 取引本証拠金の額は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金 基準額と同額とする。但し、相場の状況等により当社が必要と判断する場合 には取締役会において決定し、取引本証拠金の額を一定額増加することがあ る。
 - 2 取引本証拠金の額その他必要な事項について社内に周知するとともに、委託 者の通知した内容についてはその記録を3年間保存する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第17条 この規則は日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更した時も同様とする。

(附則)

- 1. 本規則は平成10年9月1日より実施する。
- 2. 平成11年1月25日一部改正
- 3. 平成11年5月1日一部改正
- 4. 平成12年4月1日一部改正
- 5. 平成13年4月2日一部改正
- 6. 平成13年8月1日一部改正
- 7. 平成14年2月1日一部改正
- 8. 平成14年6月1日一部改正
- 9. 平成15年4月1日一部改正
- 10. 平成15年6月6日一部改正
- 11. 平成15年7月1日一部改正
- 12. 平成15年12月1日一部改正
- 13. 平成16年4月21日一部改正
- 14. 平成17年5月1日一部改正
- 15. 平成17年7月1日一部改正
- 16. 平成18年7月10日一部改正
- 17. 平成19年1月22日一部改正
- 18. 平成19年2月26日一部改正
- 19. 平成19年3月12日一部改正
- 20. 平成19年8月15日一部改正
- 21. 平成19年10月1日一部改正

- 22. 平成20年1月15日一部改正
- 23. 平成 2 0 年 2 月 1 日一部改正
- 24. 平成20年4月1日一部改正
- 25. 平成 2 1 年 1 月 5 日一部改正

(6) 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
115 名	32名	62 名	85 名

(7) 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
553 名	283 名	507名

(8) 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該	年度中の解決	案件	当該年度中の未解決案件			
	苦 情 相互の話 合いによ る解決	紛 紛争処理 機関での 解決	訴 訟	苦 情 相互に話 合い中	紛 争 紛争処理 機関で処 理中	訴 訟	
当該年度に新 規に発生した 案件の件数 16件	6件	0件	1件	8件	0件	1件	
前年度から継続している案件の件数	011	011		011			
23件	5件	1件	6件	6件	0件	5件	
合計 39件	11件	1件	7件	14件	0件	6件	

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話合いによる解決の申出があったものをいう。
 - 2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
 - 3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
 - 4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
 - 5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、 苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、 苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
 - 6. (c)表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中	の解決案件	当該年度中の未解決案件		
	紛争	訴 訟	紛争	訴 訟	
当該年度に新 規に発生した 案件の件数					
1件	0件	0件	0件	1件	
前年度から継 続している案 件の件数					
0件	0件	0件	0件	0件	
合計 1件	0件	0件	0件	1件	

(注)(c)表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件
	訴 訟	訴 訟
当該年度に新 規に発生した 案件の件数 1件	0件 * (0件)	1件 * (1件)
	* (014)	* (17+)
前年度から継 続している案 件の件数 1件	1件 * (0件)	0件 * (0件)
合計 2件	1件 * (0件)	1件 * (1件)

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に 対して訴訟(反訴を含む)を提起したものをいう。

*なお、() 内は自社が先に訴訟を提起した件数を記載している。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中	の解決案件	当該年度中の未解決案件		
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害	
当該年度に新 規に発生した 案件の件数					
0件	0件	0件	0件	0件	
前年度から継 続している案 件の件数					
0件	0件	0件	0件	0件	
合計 0件	0件	0件	0件	0件	

- (注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
 - 2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

(1)貸借対照表

平成 21 年 3 月 31 日

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	2, 639, 605	流 動 負 債	1, 955, 753
現金及び預金	954, 068	短 期 借 入 金	277, 678
預 託 金	41, 500	1年以内に償還予定の社債	49, 500
委託者未収金	7, 952	預 り 証 拠 金	1, 476, 642
保管有価証券	27, 071	未払金・未払費用	115, 331
差入保証金	591, 870	賞 与 引 当 金	20, 009
委託者先物取引差金	858, 144	未払法人税等	2, 411
未収還付法人税等	6, 460	その他の流動負債	14, 180
未収還付消費税	44, 322		
未 収 入 金	24, 159	固定 負債	234, 318
その他の流動資産	89, 186	繰延税金負債	1, 505
貸倒引当金	△ 5,130	退職給付引当金	173, 409
		商品取引責任準備金	59, 403
固定 資産	1, 166, 382		
有 形 固 定 資 産	150, 696		
建物	111, 835		
車両	4, 042	負 債 合 計	2, 190, 072
器具及び備品	30, 033	純資産の部	ß
上 地	4, 785	株 主 資 本	1, 613, 721
		資 本 金	1, 000, 000
		利益剰余金	803, 587
無形 固定資産	10, 836	利益準備金	170, 613
のれん	1, 526	その他利益剰余金	632, 973
ソフトウェア	2, 475	任意積立金	1, 190, 000
電話 加入権	6, 834	事業拡張積立金	200, 000
		繰越利益剰余金	△ 757, 026
投資その他の資産	1, 004, 850	自己株式	△ 189, 865
投資 有価証券	17, 471		
子会社株式	300, 000		
出資金及び加入金	215, 000	評価・換算差額等	2, 194
長期 未収債権	54, 791	その他有価証券評価差額金	2, 194
長期差入保証金	421, 594		
長期貸付金	4, 300		
その他の投資	60, 704		
貸倒引当金	△ 69,011		
		純 資 産 合 計	1, 615, 915
資 産 合 計	3, 805, 988	負 債・純 資 産合計	3, 805, 988

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2)損益計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日 (単位:千円)

科目		金	額
売 上	高		1, 176, 401
受取手数料収	入	1, 111, 258	
売買損	益	65, 143	
販売費及び一般管	理 費		2, 030, 531
営 業 損	失		854, 129
営 業 外 収	益		
受取利息及び配当	金	33, 730	
そ の	他	54, 425	88, 156
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	3, 820	
そ の	他	3, 261	7, 082
経 常 損	失		773, 055
特 別 利	益		
貸倒引当金戻	入	4, 150	
固定資産売却	益	192	4, 342
特 別 損	失		
商品取引責任準備金約	桑入	26, 849	
投資会員権売却	損	4, 184	
固定資産売却	損	4, 456	
固定資産除却	損	5, 656	
原状回復	費	20, 272	
減損損	失	6, 601	
その	他	3, 662	71, 682
税引前当期純技	長 失		840, 396
法人税・住民税及び事	業税		1, 777
法人税等調整	額		24, 066
当期 純 損	失		866, 240

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してある。

(3)株主資本等変動計算書

自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日

(単位:千円)

										<u> 单位;十门)</u>
	株主資本								評価・換算差額等	
			利益剰余金							
			その	の他利益剰会	₹金	利益		株主資本	その他有価	純資産合計
	資本金	利益 準備金	任意積立金	事業拡張 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金合計	自己株式	合計	証券評価 差額金	7.0X/21 F.
前期末残髙	1, 000, 000	166, 313	1, 190, 000	200, 000	156, 504	1, 712, 817	△ 168, 330	2, 544, 486	3, 232	2, 547, 719
当期変動額										
剰余金の配当(注1)					△ 42, 989	△ 42, 989		△ 42, 989		△ 42, 989
当期純損失					△ 866, 240	△ 866, 240		△ 866, 240		△ 866, 240
自己株式の取得							△ 21,535	△ 21,535		△ 21,535
準備金の積立(注1)		4, 300			△ 4,300	-		1		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									△ 1,037	△ 1,037
当期変動額合計		4, 300		_	△ 913, 530	△ 909, 230	△ 21,535	△ 930, 765	△ 1,037	△ 931,803
当期末残高	1, 000, 000	170, 613	1, 190, 000	200, 000	△ 757, 026	803, 587	△ 189, 865	1, 613, 721	2, 194	1, 615, 915

- (注1) 平成20年6月の定時株主総会における利益処分項目である。
- (注2) 記載総額は、千円未満を切り捨てて表示してある。

(4) 個別注記表

計算書類作成の基本となる重要事項の注記

- 1. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (a) 子会社株式

移動平均法による原価法

(b) その他有価証券

時価のあるもの・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額金は全部純資本直入法により処理し、売却 原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの・・・・移動平均法による原価法

(c)保管有価証券は商品取引所法施行規則第39条の規定により商品取引所 が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであり ます。

利付国債証券

額面金額の 80%~85%

社債(上場銘柄)

額面金額の 65%

株券(一部上場銘柄)

時価の70%相当額

倉荷証券

時価の 70%相当額

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)・・・定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く) については、定額法によっております。

なお取得価格が10万円以上20万円未満の減価償却資産については 3年間で均等償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)・・・定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。なお、リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

(a)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(b) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(c)商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に 基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

(d)賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるための引当で、当期に負担すべき支給見込み額を計上しております。

(4)消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準の適用)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

また、当事業年度において少額リース資産を除く新たな所有権移転外ファイナンス・リース 取引が発生しなかったため、損益に与える影響はありません。

貸借対照表等に関する注記

1 イ.担保資産

担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。 担保資産の内訳

対応する債務の内訳

短期借入金	277,678 千円
1年以内に償還予定の社債	49,500 千円
	327, 178 千円

口. 預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を㈱日本商品清算機構へ預託しております。

保管有価証券		27,071 千円
合	計	27,071 千円

ハ. 分離保管資産

商品取引所法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は6,353千円であります。

なお、同法施行規則第98条の規定に基づく委託者資産保全措置額は166,000千円であります。

2 有形固定資産の減価償却累計額

154,464 千円

- 3 貸借対照表に計上した固定資産の他、リース契約により使用している重要な固定 資産として各種コンピューター、通信機器及び車両があります。
- 4 委託者未収金のうち、無担保未収金は、60,433 千円であります。また、発生から 1年を経過しているものは、54,791 千円であります。なお、投資その他の資産の部 に計上されているものは、54,791 千円であります。
- 5 商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第 221 条の規定に基づくものであります。

- 6 委託者先物取引差金は、委託者の未決済玉に関する約定代金と時価との差損益金の 純額であって、㈱日本商品清算機構との間で受払清算された金額であります。 この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえ で、商品取引所ごとに合計して算出したものです
- 7 1株当り当期純損失

101 円 93 銭

損益計算書に関する注記

1 受取手数料の内訳

商品先物取引	1,111,258 千円
合 計	1,111,258 千円

2 売買損益の内訳

商品先物決済損益	71,280 千円		
商品先物評価損益	-6,137 千円		
	65, 143 千円		

(5)監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

(6)財務比率

諸項目	比 率
(a)純資産額規制比率〔純資産額/リスク額×100〕	1,286%
(b)純資産額資本金比率〔純資産額/資本金額×100〕	167%
(c)自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	162%
(d)自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	42%
(e)修正自己資本比率〔自己資本/総資産額×100〕	51%
(f)負債比率〔負債合計額/純資産額×100〕	131%
(g)流動比率〔流動資産額/流動負債額×100〕	135%

以 上

2009年版 開示書の訂正について

2009年版 開示書のP.32「⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項」(a)顧客が提起したもの(b)当社が提起したものにおいて、集計ミスがありましたので、下記の通り訂正致します。

記

「⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項」

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦 情 相互の話 合いによ る解決	紛 紛争処理 機関での 解決	訴訟	苦 情 相互に話 合い中	紛 紛争処理 機関で処 理中	訴 訟
当該年度に新 規に発生した 案件の件数						
<u>15件</u>	<u>7件</u>	0件	1件	<u>6件</u>	0件	1件
前年度から継 続している案 件の件数						
23件	5件	1件	6件	6件	0件	5件
合計 38件	<u>12件</u>	1件	7件	<u>12件</u>	0件	6件

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中	の解決案件	当該年度中の未解決案件		
	紛争	訴 訟	紛争	訴 訟	
当該年度に新 規に発生した 案件の件数					
<u>0件</u>	0件	0件	0件	<u>0件</u>	
前年度から継 続している案 件の件数					
0件	0件	0件	0件	0件	
合計 0件	0件	0件	0件	<u>0件</u>	